

# 国民年金に係る制度周知

国民年金部



## 【イメージ】

### 20歳到達者リーフレット (R3.4以降)

### 国民年金の加入と保険料のご案内

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。

**国民年金のメリット**

- 老後を支える終身保障!**  
「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。
- 万が一の障害や遺族を保障!**  
老後だけでなく現役世代の保障も充実しています。
- 保険料が控除!**  
納めた保険料の金額が所得から控除されます。
- 基礎年金の半分は国(税金)が負担!**  
基礎年金の半分は国(税金)から支払われています。

**加入後に必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします。**

会社員・公務員等で、厚生年金・共済年金に加入していますか？

- はい → お近くの年金事務所へご連絡ください。
- いいえ → 配偶者(厚生年金・共済年金に加入されている方)の扶養となっていますか？
- はい → 配偶者の勤務先へご連絡ください。
- いいえ → 今年度の保険料は16,540円(月額)です。お支払い可能ですか？
- はい → **2ページ参照** 「保険料の納付方法」
- いいえ → 学生ですか？
- はい → **4ページ参照** 「学生納付特例申請」
- いいえ → **6ページ参照** 「保険料免除・納付猶予申請」

※20歳で海外出国された方がこの案内が届いた場合は、お近くの年金事務所へご連絡ください。  
※単身外国との社会保障協定で定められた通関証明をお持ちの場合、国民年金の適用が免除される可能性があります。  
お近くの年金事務所へご相談ください。社会保障協定については日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。

<目次> 国民年金保険料の納付方法のご案内……………P2  
国民年金保険料学生納付特例制度のご案内……………P4  
国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内……………P6  
付加保険料制度・産前産後保険料免除・おんきんネットのご案内……………P8



二次元コードをスマートフォン等でスキャン

・Twitterによる周知(厚生労働省リツイート)(令和3年2月～)毎月

・2次元コードを関係機関(市町村・大学等)に提供。SNSやHPを通じて2次元コード用ページへリンク依頼。(令和3年2月～)

### 機構ホームページ

#### ●「二次元コード用」ページ

### 国民年金の加入と保険料のご案内

100-123-456-789 更新日:2021年1月29日印刷する

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者(加入者)となります。20歳になったときの年金制度の案内や保険料の手続きについて、動画によりご案内しています。

**国民年金の4つのメリット**

- 老後を支える終身保障!**  
「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保証です。
- 万が一の障害や遺族を保障!**  
老後だけでなく現役世代の保証も充実しています。
- 保険料が控除!**  
納めた保険料の金額が所得から控除されます。
- 基礎年金の半分は国(税金)が負担!**  
基礎年金の半分は国(税金)から支払われています。

年金制度の案内やメリットの紹介動画はこちら(公的年金制度とは)から視聴できます。

**国民年金加入後に必要な手続き**

以下のフローを確認していただき、手続きに応じた動画を視聴してください。

1. 今年度の保険料は16,540円(月額)です。お支払い可能ですか。

※本人・世帯主・配偶者の方もお支払い出来ます。


- ・はい  
保険料の納付方法や割引の手続きなどの詳しい動画はこちらをクリック
- ・いいえ  
お支払いがむずかしい方は、次の「2. 学生ですか?」へ

2. 学生ですか?

- ・はい  
学生を対象に保険料をあとで納付することができる制度があります。詳しい動画はこちらをクリック
- ・いいえ  
保険料の免除や支払いを猶予する制度があります。詳しい動画はこちらをクリック

新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除や学生納付特例の手続きが可能です。詳しくは[こちら](#)から視聴できます。

#### ●制度内容の詳細ページ(20歳到達時の国民年金手続き)



### 20歳到達時の国民年金の手続き

ページID:150010-600-462-864 更新日:2020年10月16日 印刷

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者(加入者)となります。国民年金第1号被保険者の場合、毎月、保険料を納める必要があります。国民年金の加入と保険料の納付について、「[免除・納付猶予制度](#)」をご利用いただける場合があります。

**1. 国民年金の加入について**

国民年金加入のお知らせの送付

20歳になった方には、日本年金機構から国民年金(第1号被保険者)の加入通知書(加入通知書)を送付いたします。国民年金に加入するための手続きの案内を送付してまいりました。国民年金に加入するための手続きの案内を送付してまいりました。国民年金に加入するための手続きの案内を送付してまいりました。

20歳になった方から概ね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ(PDF:372KB)」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)」、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。「国民年金の加入と保険料のご案内」は別途送付します。「国民年金」は保険料納付の確認や、毎年度年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。(厚生年金保険の被保険者だった方や障害・遺族年金を受給している方(していた方)にはお送りしません。)

20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、お住まいの市(区)役所または市町村役場、もしくはお近くの年金事務所まで手続きをしてください。

国民年金第1号被保険者として加入する必要のない方

以下に該当する方は、国民年金第1号被保険者として加入する必要はありません。

- (1) 20歳直前で海外に出国され、「国民年金加入のお知らせ」が届いた方  
お近くの年金事務所へご連絡ください。
- (2) 20歳になったときに配偶者(厚生年金保険に加入している方)の扶養となられた方  
配偶者の勤務先へ連絡し、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

**2. 国民年金保険料の納付について**

「国民年金加入のお知らせ」に同封している「国民年金保険料納付書」(注1)で保険料(ご自身の生年月日の前日が含まれる月の分からの保険料)を納めてください。保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアや郵便局でもお支払いいただけます。また、口座振替やクレジットカード納付も可能です。詳しくは、「国民年金保険料」のページをご覧ください。

国民年金の納付(注2)や、納付(注3)の開始となりますので、生年月日の前日(注1)の1週間前までに、お近くの年金事務所にお問い合わせください。なお、付加保険料や前納は申出月の前(注1)納付書の発送スケジュール(注2)に準じてお支払いください。なお、前納の支払いは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

(注1) 納付書の発送スケジュールは、お住まいの市町村によって異なります。詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

(注2) 定期納付のほかには月額400円(注3)まで前払いすることで割引

**3. 国民年金保険料の学生納付特例について**

納付猶予制度について

クリックすると詳細説明ページのタイトルへリンク

制度説明動画

納付方法動画



【年金事務所】 ○年金制度説明(オンライン)に活用

## ○ 2次元コード



☞ こちらから二次元コード用ページにアクセスできます。

## ○ 動画の概要

### モニタリングの実施

以下の3点について、若年者の意見を反映するためのモニタリングを実施した上で作成しました。

- ① 若年者の興味を引くこと
- ② 視聴しようと思わせるような誘導方法、最後まで視聴してもらうため内容に工夫すること
- ③ 若年者が分かりやすく理解できるよう、可能な限り平易な言葉を使うこと

## ○ 動画の構成

次の5つの動画構成により作成しました。

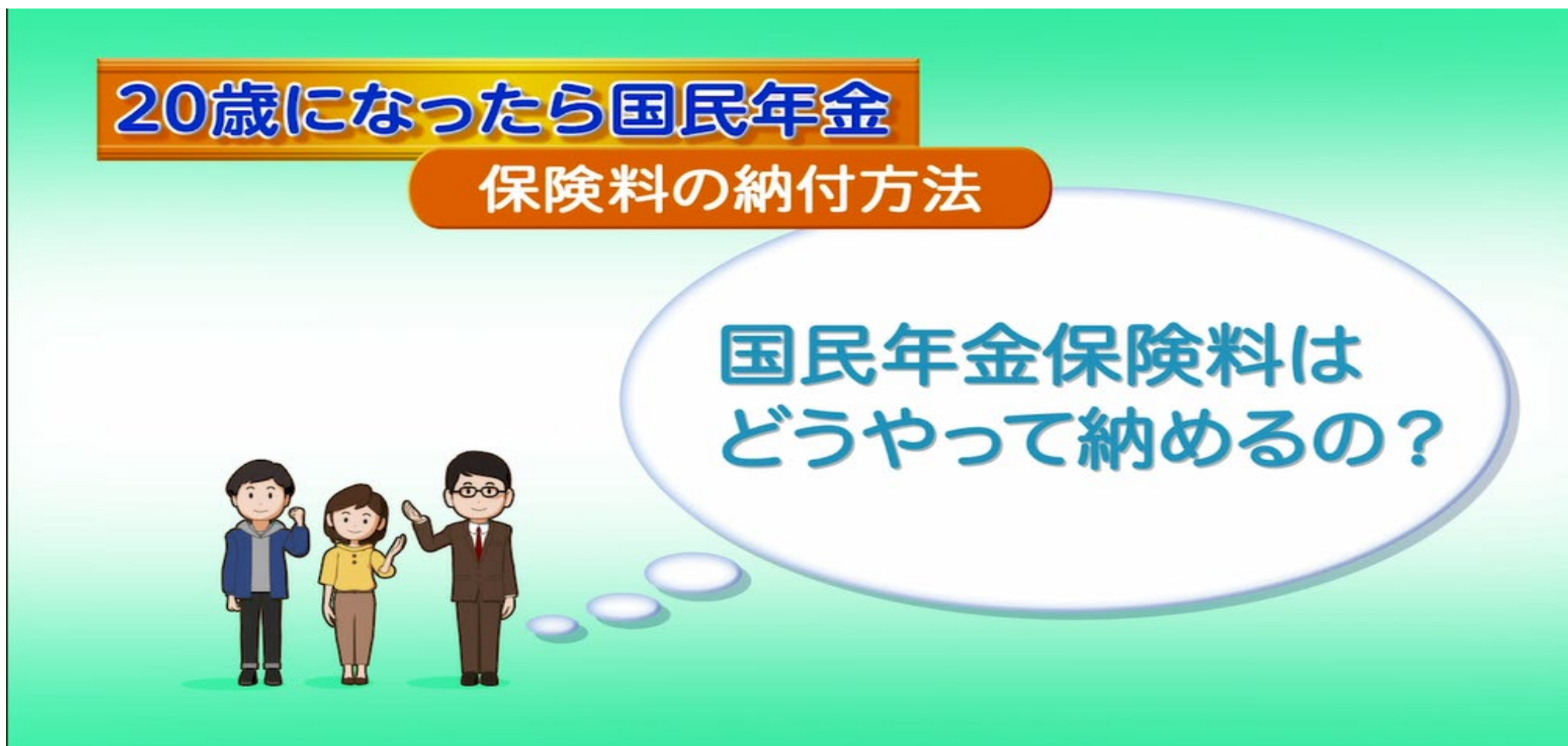
## ① 年金制度やメリットなどの紹介動画（4分15秒）



- 20歳になった方にお送りしている、国民年金加入のお知らせについて紹介し、老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れます。ただし、必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置するとこれらの年金が受け取れなくなる場合があることの説明。

## 20歳到達者に対する制度周知用動画の構成

## ② 保険料の納付方法の紹介動画 (6分55秒)



- 国民年金加入のお知らせに同封している納付書で保険料（ご自身の20歳の誕生日の前日が含まれる月分から）を納める必要があること、保険料は、金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付、また、口座振替やクレジット納付も可能です。  
付加保険料とは、定額保険料のほかに月額400円を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額できる制度です。  
前納とは、まとめて前払いすることで割引が受けられるしくみ。  
付加保険料や前納は申出月からの開始となりますので、誕生月からの納付を希望する場合は、お早めにお申し出ください。

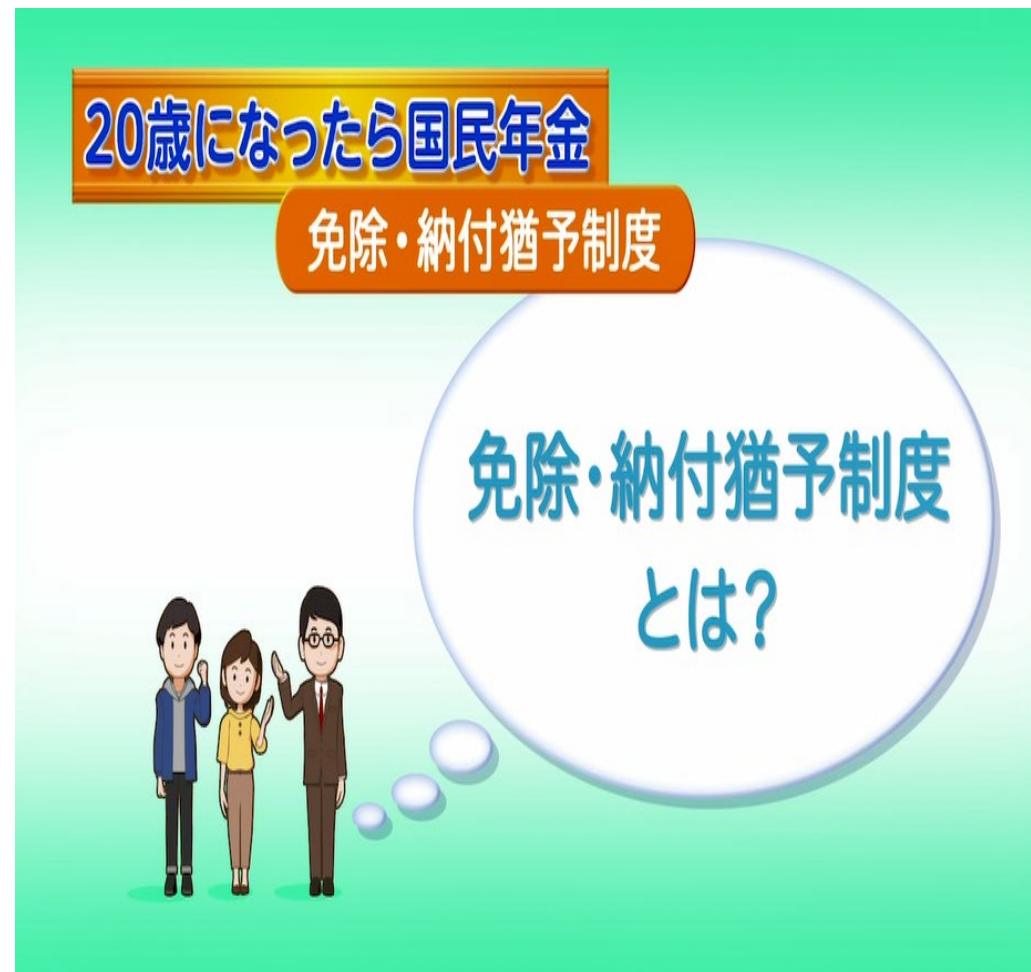


## 20歳到達者に対する制度周知用動画の構成

## ③ 学生納付特例制度の紹介動画 (5分25秒)



## ④ 免除・納付猶予制度の紹介動画 (5分17秒)



- 保険料を納めることが経済的に困難な場合に、保険料の学生納付特例制度や免除・納付猶予制度があります。保険料を納められないときは未納のまま放置せず、必ずこれらの申請をしてください。前年所得により審査を行います。学生の方は、免除・納付猶予制度をご利用いただけません。学生納付特例制度をご利用ください。

## 20歳到達者に対する制度周知用動画の構成

## ⑤ 臨時特例免除の紹介動画 (1分45秒)

新型コロナウイルス感染症関係の特例免除について



『特例免除』制度

マスター    そこで、令和2年5月から『特例免除』制度が作られました

大輝        どのような制度なんですか？

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除・猶予や学生納付特例の手続きが可能です。

- 令和3年6月に20歳の到達する方から、前納制度や付加年金制度、口座振替・クレジットカードによる納付を案内した加入前のお知らせを送付しています。  
前納制度や付加年金制度については、申出月からの開始となりますので注意が必要です。

例

## 20歳になったら国民年金

日本年金機構  
Japan Pension Service

### 国民年金に関する事前のお知らせです

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業・無職の方等は、国民年金に加入することが義務付けられています（20歳到達時の加入手続きは不要です）。  
20歳の誕生日の約2週間後に、以下のご案内がそれぞれご自宅に届きますので、ご確認をお願いいたします。

**① 加入のお知らせ等**

- ・「国民年金加入のお知らせ」
- ・「国民年金の加入と保険料のご案内」
- ・納付書
- ・口座振替納付申出書
- ・保険料免除/納付猶予申請書
- ・学生納付特例申請書
- ・返信用封筒

**② 年金手帳**

年金手帳

20歳前に基礎年金番号をお持ちの方は、②は届きません。

そして、国民年金には、保険料が割引されたり、お得に年金を増やすことができる方法があります。ご希望される方は、お早めに手続きをしてください。

**お得です① 前納制度について**

保険料には、まとめて前払い（前納）することで割引されるお得な前納制度があります。納付書での前納は、翌々年3月分まで（最大2年分）可能です。

前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの前納を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。

- 後日送付される前納用納付書は、令和4年3月分までとなっています。令和5年3月分までの前納を希望される場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。  
※国民年金に加入した年度未まで納付したとき、翌年4月から2年前納をご利用いただくことも可能です。
- 前納を希望されるお客様において、使用期限までに納付が出来なかった場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。ご相談いただいた時点で、前納可能期間等をご案内させていただきます。  
※納付書の適用期限となる月末のご納付については、ご留意ください。
- 前納割引額や納付書の使用方法等については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

**お得です② 付加年金について**

定額保険料（令和3年度16,610円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。

- 付加保険料の納付を希望される場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- 付加年金額（年額）は、「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

**お得です③ 口座振替・クレジットカード納付について**

金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。納付方法（1ヶ月・6ヶ月前納・1年前納・2年前納）をお選びいただけます。納付方法により割引額や申込期限が変わりますので、詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

**おすすめ!!**

**口座振替による納付について**

納付書・クレジットカードによる納付よりも、更に割引されるお得な方法です。

【申込方法】  
「口座振替納付申出書」に必要な事項を記入・押印し、お近くの年金事務所、金融機関または郵便局へご提出ください。

**クレジットカードによる納付について**

納付書による納付と同じ割引額となります。

【申込方法】  
「クレジットカード納付（変更）申出書」に必要な事項を記入し、年金事務所へご提出ください。

**年金制度ってなに？**

公的年金は、現役世代が保険料を支払い、高齢者の生活を支えるという「世代間扶養」の仕組みをとっており、皆様がいずれ迎える老後生活を世代が順送りして支えるものです。また、老後だけではなく、若いうちに障害を負われたときやお亡くなりになった場合でも、ご本人やご遺族の生活を支えます。しかも、世代間扶養の仕組みにより、世の中の資金や物価の動向に応じた額の年金が、お亡くなりになるまで一生受け取れます。

皆さんが加入する国民年金には様々なメリットがあります。

1. 老後を支える終身保障！  
「老齢基礎年金」が受け取れる一生の保障です

2. 万が一の障害や遺族を保障！  
老後だけでなく親世代の保障も充実しています

3. 納めた保険料の全額が所得から控除！  
家族の保険料を納めた場合、家族の分もまとめて申請できます

4. 基礎年金の半分は国（税金）が負担！  
基礎年金の半分は国（税金）から支払われています

**管轄年金事務所からのお知らせです。 ※記載例**

毎月第2土曜日に、20歳になられた方や学生や保護者の方を対象に、年金事務所において制度説明会（予約制）を開催しています。  
予約の受付については、以下のお問合せ先で行っていますので、ご連絡お願い致します。

令和3年度 制度説明会の開催予定				（開催場所：●●年金事務所 ▲地区課室）			
令和3年4月9日	10:00~11:30	13:30~15:00	令和3年6月9日	10:00~11:30	13:30~15:00		
令和3年5月9日	10:00~11:30	13:30~15:00	令和3年7月9日	10:00~11:30	13:30~15:00		

【お問合せ先】

●●年金事務所 国民年金課

TEL ●●-●●●●-●●●●

（電話番号②は2年選択してください）

特設案内ページ

- 日本年金機構ホームページ内に、20歳になられた方へ特設案内ページがあります。



# 1 新型コロナウイルス感染症に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請及び学生納付特例申請の臨時特例制度

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除や学生納付特例申請が可能となりました。（受付開始日：令和2年5月1日）

## ○対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象になります。

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

②所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額（※1）が、**国民年金保険料免除等基準相当**（※2）（※3）になることが見込まれる方

※1 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※2 所得見込額が全額免除等基準相当や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除等が適用になります。

※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ、学生は本人のみ）も審査の対象となります。

また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。

## ○申請の対象となる期間

令和2年度分として 令和2年7月分から令和3年6月分まで（学生については 令和2年4月分から令和3年3月分まで）

令和3年度分として 令和3年7月分から令和4年6月分まで（学生については 令和3年4月分から令和4年3月分まで）

令和4年度分として 令和4年7月分から令和5年6月分まで（学生については 令和4年4月分から令和5年3月分まで）

※ 複数年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。（申請書は申請する年度ごとに1枚必要となります）

なお、過去期間の申請は、申請書が受理された月から2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）までとなります。

## ○申請に必要なもの

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書

※ 「②特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

3. 学生証のコピー ※（学生のみ）

## ○申請方法

●国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。

●申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

\* 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご利用ください。

## ○注意事項

●任意加入の方はご利用できません。●付加年金、国民年金基金に加入されている方は、免除等が承認されるとご利用できなくなります。

●失業や退職、事業廃止により保険料の納付が困難な場合は、所得の申立書が無くても免除申請ができます。

## 2 産前産後の国民年金保険料制度

次世代育成支援の観点から、平成31年4月から国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料を免除する制度がスタートし、1年半が経ちました。

この制度は、国民年金保険料を月額100円程度引き上げることにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。

産前産後期間の保険料免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されますので、通常の保険料免除制度より有利なものとなっています。このため、既に免除を受けておられる方でも手続きをしていただくメリットがあります。

### ○免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後 免除期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

### ○対象者

産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者の期間を有する方

※出産日が平成31年2月1日以降の方が対象になります。

### ○届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

### ○届出先

お住まいの市（区）役所、町村役場の国民年金担当窓口

### ○施行日

平成31年4月1日

忘れずに手続きを  
しましょう。



### 3 任意加入制度

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて年金額が少なくなってしまう。

国民年金には、ご本人の申し出により「60歳以上 65歳未満」の5年間（納付月数480月まで）、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる【任意加入制度】があります。

#### ○60歳以上の方の任意加入の条件

次の①～⑤のすべての条件を満たす方です。

- ① 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③ 20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月数が 480 月（40 年）未満の方
- ④ 厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
- ⑤ 日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動（医療滞在または医療滞在者の付添人）」や「特定活動（観光・保養等を目的とする長期滞在または長期滞在者の同行配偶者）」で滞在する方ではない方

※年金の受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の方も加入できます。

※外国に居住する日本人で、20 歳以上 65 歳未満の方も加入できます。

#### ○任意加入のメリット

- 65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。  
納付月数が多くなるほど 65 歳からの年金も多く受け取れます。
- 万が一の際にも備えられます。  
一定の要件を満たせば、加入期間中に、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに障害基礎年金が、一家の働き手が亡くなったときには遺族基礎年金が受け取れます。
- 長生きするほど、生涯に受け取る年金額も多くなります。
- 納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。

## 4 追納制度

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除※）、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

### ○令和4年3月31日までに追納する場合の保険料額（月額）

期 間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成24年 4月～平成25年 3月分	15,220 円	11,410 円	7,610 円	3,800 円
平成25年 4月～平成26年 3月分	15,190 円	11,390 円	7,600 円	3,800 円
平成26年 4月～平成27年 3月分	15,340 円	11,510 円	7,670 円	3,830 円
平成27年 4月～平成28年 3月分	15,670 円	11,750 円	7,830 円	3,920 円
平成28年 4月～平成29年 3月分	16,330 円	12,240 円	8,160 円	4,080 円
平成29年 4月～平成30年 3月分	16,540 円	12,410 円	8,260 円	4,130 円
平成30年 4月～平成31年 3月分	16,370 円	12,270 円	8,190 円	4,090 円
平成31年 4月～令和 2年 3月分	16,430 円	12,320 円	8,210 円	4,100 円
令和 2年 4月～令和 3年 3月分	16,540 円	12,400 円	8,270 円	4,130 円
令和 3年 4月～令和 4年 3月分	16,610 円	12,460 円	8,300 円	4,150 円

※免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。なお、上記 部分の保険料には、一定の加算額が含まれています。

### ○追納に関する注意事項

- ① 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。  
(例えば、3/4 免除の期間を追納する場合は、残りの 1/4 の保険料を納めている必要があります)
- ② 老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。
- ③ 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ④ 追納するためには、お申し込みが必要です。

「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所へご提出ください。(郵送による提出も可能です)

- ・「国民年金保険料追納申込書」は、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) からダウンロードすることができます。